

「ニューディールと安全弁説の去就」

江 川 良 一

The New Deal and the Course of the Safety-Valve Theory.

Ryoichi Egawa.

(Summary)

The Safety-Valve Theory, which appeared to have dominated the field of American history during the 1920's, became one of the most controversial issues in the criticism against the Frontier Hypothesis in the 1930's. How did this sudden storm of criticism come about? The purpose of this study is, based upon the suggestion made by David A. Shannon, to pursue the causes of this sudden rise of criticism with due regard to its relationship to the Great Depression and the following social instability during the New Deal era. For this purpose, the time will be divided into three periods – the Hoover Administration after 1929, the period of the National Recovery Administration (NRA) and its revision, and the period of recession after 1937 – and discussions will be made by relating the characteristics of each period to the theory.

And it will be concluded that the rise of criticism against the theory and waves of critical activities thereafter cannot be directly related to the Panic of 1929 and that the real causes for the criticism lie rather in the New Deal itself and the sociaeconomic instability as the result of its failure.

要 約

1920年代において、アメリカ史学界を蔽いつくした観のあった安全弁説は、30年代に入って、フロンティア学説批判中の最大の争点として、俄かに物議をかもしはじめる。この突然とも見える批判の嵐は何故に生じたのであろうか？ 本稿では、D・A・シャノンの示唆に基づき、大恐慌とそれに続くニューディール時代の社会不安との関連において、その原因を追求してみる。そのためこの時期を、1929年以後のフーヴァー政権時代、NRA体制とその修正時代、37年以後の再度の景気後退時代——の三つに別けて、各々の時点での関連を考察する。その上で、安全弁説への疑惑の発生、その後の批判活動の波動等が、29年直後のパニックとは結びつかないこと、むしろニューディール政策とその破綻による社会的・経済的不安が、その原因であったことなどを、明らかにするのが本稿の目的である。

1. はじめに

西部の自由地は、アメリカの労働力、資本、生産、東部の専門的技術などに対して豊かな吐け口を提供し、その結果、労働条件を維持し、社会問題を回避させる有効な安全弁となつたとする、いわゆる安全弁説は、F・J・ターナーのフロンティア学説の経済史的部分を構成するものとして、あまりにも有名である。⁽¹⁾ しかしながらこの説は、もともとターナー個人の創始した考えではなく、発想は古いが、直接には西部の土地資源の枯渇や、外国からの移民の制限などに関して、19世紀半のE・L・ゴドキンや、同世紀末のいわゆるアラミスト達の唱えた、同時代的主張を下敷としていた。⁽²⁾ 経済学者F・A・ウォーカーの、「非常に開放的で自由な土地への人口の流出は、起るべき労働問題を辛うじて割引いていた。今日、自営農地法や先買権法の下に、採り上げられるべき価値のある公有地はほとんど無く、……労働問題はついに我々の上にある」⁽³⁾ という言葉や、「安全弁の消滅とともに、アメリカのユニークさは消失し、この国は西欧のそれと同様の、カスト・システムに戻るであろう……」と要約されるC・W・デーヴィスの主張⁽⁴⁾などは、正にターナー説の原形といってよいであらう。彼はこの考え方を、単に附隨的な用法に利用したにすぎず、彼自身、晩年には疑惑を抱いていたといわれるけれども、要するに当時にあっては、全国民的かつ同時代的関心事に基づく発想が、その母体となっていたことは疑いがない。ましてそれが、フロンティア学説という卓抜なる体系をもつ仮説に裏付けられて定着したものである以上、この説の影響力が絶大であったのは当然である。その支配力の大きさを表現した叙述もまた、枚挙に暇がないといってよい。このように、1920年代に至って、正にアメリカ史学界を蔽いつくした観のあったこの説も、ターナーの死の前後、すなわち30年代に入って、すでに始っていたフロンティア学説批判の中の最大の争点として、騒然たる物議をかもし始めた。すなわち、コロンビア大学のC・グッドリッヂ、S・ダヴィッドソン両教授の論文を皮切りに、後述するM・ケイン、P・ゲイツ、F・A・シャノン、R・S・タッカー、C・H・ダンホーフ等の、相づぐ鋭い批判の矢面に立たされることになったのである。彼らの統計資料を多く用いた実証的追求に、次第に追いつめられた安全弁説は、40年代後半に至るや一部では、「供給るべき栄養がうすめられ、もはや生命を支えるに足りるほど強力ではなくなり、……今や棺に封じ込まれ、墓に横たえられた」⁽⁵⁾ といわれるまでになってゆくのである。もちろんこの間、多くの批判に対して、J・シェーファーを中心とする支持者側の擁護論も後を断つわけではない。双方の論争は華やかであり、1941年、G・W・ヒアソンがまとめたアンケート調査によれば、安全弁説に対する史学者の意見は、支持29名、反対5名、部分的修正17名となっており、⁽⁶⁾ 集計者自身が認めたように、その当時におけるこの説の根強さを示していたのである。⁽⁷⁾

安全弁説のこのような推移の大要は、おそらく大方の識者の知るところであらう。したがってここでは、今更その論争の経過を詳細に跡づけようとするのではないし、又、学説の価値についてその是非を論じようというのでもない。本稿の意図するところのものは、1920年代において、あれほど一世を風靡したこの学説が、何ゆえに30年代に至って、突然とも思えるほどの批判の嵐を浴びねばならなかつたのかという、その一点につきるのである。なぜならこの疑問は、20年代における過度の流行への反

動であるとか、ターナーの死を契機に、その根拠を確認しようとした努力の現われであるとかいった、簡単な答だけで片付けられるものではないと考えられるからである。

いうまでもなく、問題となるこの30年代という時期は、アメリカ文明そのものの基本的価値を問い合わせたといわれる、大恐慌とそれに続くニューディールの実施の時期であった。この大変動の中にあっては、学問上の論争といえども、その社会情勢の影響をうけずには済まされなかつたのではあるまい。このナイーブな疑問に着目した学者は、当然数多いものと思われる。いみじくもD・A・シャノンはこの点に言及して、「F・J・ターナーのフロンティア学説、殊にその——安全弁——の部分は、この不況時代の労働界の激変との関連において、再調査と修正をうけた……。」⁽⁸⁾と述べているのである。今、この点に最大の解答の鍵を求めるべしすれば、我々はさらに一步を進めて、幾つかの基本的な疑問を設定せねばならぬであろう。すなわち、1929年に始った大恐慌の中で、安全弁説は、どの立場の人はどう受取られていたのであろうか？ 又、社会の推移とのどのようなかかわりの中から、この説への疑惑が生じてくるのであろうか？ そして疑惑の生じた具体的な時期は一体いつ頃からであり、その後の批判の波の高まりは、社会的にどのような意味をもつものであったのであろうか？——等々である。

これらの疑問に応じるために、我々はまず30年代の社会不安の実情を考察し、それぞれの社会的立場にある人々の、時期々々の言動に注目してゆかねばならない。本稿ではそうした作業を通して、安全弁説の消長に代表されるこの時期のアメリカの、プラグマティックな思考の流れとでもいべきものを、追求してみたいと思うのである。

註

- (1) F.J.Turner, "Contributions of the West to American Democracy," : The Frontier in American History. 1920 . P.259. "Pioneer Ideals and the State University," : Ibid., P.275.
- (2) Lee Benson, "The Historical Background of Turner's Frontier Essay," : Agricultural History, XXV, NOII. 1956. PP.59~82.
- (3) Francis A.Walker, "Imigration", : Yale Review, Aug.1892. PP.129~130.
- (4) C.Wood Davis, Country Gentleman, June 18, 25, 1891. P.56 : P.493, P.513.
- (5) Fred A.Shannon, "A Post Mortem on the Labor-Safety-Valve Theory," : Agricultural History, XIX, 1947. P.37.
- (6) George W.Pierson, "American Historians and the Frontier Hypothesis in 1941. (I)" : Wisconsin Magazine of History. XXVI, 1942. P.59. Table B.
- (7) Ibid., P.54.
- (8) David A.Shannon, Twentieth Century America. 1963. chap 20, P.413.

2. クライシスの進行と安全弁説

1929年10月の、ガラ直後の社会の悲惨な状況については、ここで詳述するつもりはないし、その必要もあるまい。ともかく、失業の大量増加、所得と生活水準の異常な低下、農村部における「豊富の中の貧困」現象、拡大せる銀行恐慌……等の未曾有の社会不安の中で、景気回復の兆しは一向に現わ

れず、約3年半もの間、事態は悪化する一方だったのである。⁽¹⁾——このような状態を、当時の政府・財界・労働組合などの各リーダー達は、どのようなものとして受けとめ、どのような反応を示したのであろうか？そして又、彼らの判断の根拠となった思想と安全弁説とは、どの点で、どのようななかわりを持っていたのであろうか？

時の大統領ハーバート・フーヴァーは当初極めて楽観的な見通しを抱いており、景気はまもなく回復すると表明していた。彼は20世紀の経済界がどういうものか、充分には理解しておらず、この現象を、19世紀的な恐慌の激しいものとして受取っていたようである。1931年2月、彼はラジオを通じて、「ビジネス上の注意の欠如と、その半分が社会的かつ政治的な革命に捲き込まれている、外界からの諸力の衝撃のために、我々の繁栄の進行は遅らされた。我々は一時の失業、損害、苦難の中に投げ出される。資源に富む国民にして、多くの人々が、彼ら自身の責任ではない飢餓と寒気に直面させられた。……」⁽²⁾と述べている。要するに、今回の災厄の主な原因は国外にあるのであり、その海外事情の鎮静とともに、不況を招來した諸力そのものが、次には逆に作用して、回復をもたらすもの信じていたのである。彼にとって景気回復の途は、大幅な政府機能の拡大による再建策ではなく、国民が不必要的不安や危機感に惑わされることなく、この恐慌に打ち勝とうとする、「決意と熱心さと勇気」⁽³⁾を持つことにあったのである。

財界の大物達の反応も、最初の中はフーヴァーと似たようなものであった。財務長官であり、アルミニウムの独占企業の支配者でもあったアンドリュー・メロンは、「脅威となるような事態、悲觀論を実証するような事態は…全然現われていない。春になれば景気は活気をとりもどし、来年にはアメリカは、着実な進歩をとげると確信している」と述べ、ニューヨーク商工協会々長W・H・ブースも、「景気が1930年のはじめに、上向きにならないと考えるべき根本的理由は皆無である…」と語っていた。⁽⁴⁾それどころか、最初の被害者であったはずの労働者側の反応自体が鈍かったのは奇妙である。A・F・Lのウイリアム・グリーンは30年半ばまで大量失業の存在を認めようとせず、むしろ失業救済手当は、労働者を「国家の被保護者」に化せしめるものだと非難する有様であった。⁽⁵⁾この考え方は、フーヴァーが再三にわたって主張したアメリカン・システムが、なお作用しうる状況であるとの認識に外ならないであろう。以上のような楽観的判断の根拠が、一般的には経済界に対する19世紀的理解、すなわち、それ自体が有する自動調節機能への、不当な信頼にあったであろうことは論をまたない。もちろん、すでにケインズ理論は知られていたが、それは未だ論争中のものであり、この際の解答として直ちに採り上げられる程の影響力は、もっていなかったように思われる。ところで、右のアダム・スミス流の判断は判断として、むしろ我々が注目すべき点は、彼らの多くがアメリカの自給自足性、ないしは自立性といったものに漠然たる自信を持ち、他の地域の状況にかかりわりなく、アメリカなればこそ、この一時的衝撃から立直りうると意識していたらしいことである。フーヴァーも幾つかの演説の中でこの点を強調し、⁽⁶⁾アメリカには天然資源・工業施設・人的資源等の他国に勝る物質的富があり、更に機会の均等と個人的イニシアティヴに基く、アメリカ的生活を維持せんとする倫理的富がある——と説いている。その一連の口吻は、これらのものこそ恐慌を克服するに足る、独自の威力ある安全弁であるかの如くである。事実この考え方は、1947年に至り批判者F・A・シャノンが、問題のすり替えで

あると非難した天然資源安全弁説に通じ、⁽⁷⁾ さらにその後に現われる、多角的視野からの安全弁説擁護論の中にも散見しうる発想であるともいえよう。フーヴァーがこれらのものを、かってのアメリカの自動調節器たるフロンティアの果して来た役割に、ひそかになぞらえていたとしても不思議ではあるまい。なぜなら、「出来るだけ政府に頼らず、自助と協同の観念と機構とを国民の中に強めよう」⁽⁸⁾とする、彼のアメリカン・システムなるものこそ、いわばフロンティアの特性の再主張であり、ターナーと相知りターナーに共感していた彼が、広い意味のターナー党であったことは、ほぼ間違いないところであるからである。他の人々が直接安全弁説を意識し、積極的にそれを各自の判断に援用していたという証拠は見当らない。しかし彼らの発言を見る限り、そのアメリカの独自性を信ずる楽観論の裏には、自明の説に対する潜在的な容認の姿勢が、明らかに看取されるのである。

もちろん、フロンティア学説全般に対する批判は、当時すでに幾つか現われていた。特に1930年に発表されたB・F・ライトの論文が、本格的なターナー批判の皮切りとして注目されていたのは事実である。⁽⁹⁾ しかし、彼の論点はあくまで、アメリカ民主主義の成長を西欧の一般的な発展過程から切り離し、フロンティアにのみ関連させて説明するのは、誤りであるという点に限られていた。安全弁説の部分そのものの領域には、ほとんど踏み込んでいないといってよい。従って、少くとも恐慌初期のこの段階において、安全弁説は、アメリカの自己調節機能への幻影を支える役割を、漠然とながら果たしこそそれ、それに対する疑惑らしき言辞は、学問的にもまず芽生えていなかったと考えられるのである。

けれども、各界のリーダー達の楽観論は長続きはしなかった。大恐慌勃発以来すでに2年以上を経過した1932年、社会の窮屈はまさに最悪の状況を迎えたのである。傷つき疲れた民衆は、「……彼らのマジック・ワードたる『楽観主義』とか、『回復は間近い』とかいう御託に、これ以上耳をかす必要はない」と叫んで政府を見放し、一方では「もし一切の抑制が除かれたなら、この（犠牲者の）大群はどうするだろうか？ 彼らは報復を要求するのではないだろうか？」と、革命への不安を語り始めた。有名なボーナス遠征軍の騒動や、コーン・ベルト一帯に拡大した大農業ストライキが深刻化したもの、この年であったのである。

このような社会の成りゆきを資本主義体制の行詰りとみて、コミニストのプログラムに期待を托そうとする空気も芽生えていた。少くとも学問的にはこの数年間のなりゆきが、地理的決定論よりはむしろ階級闘争説に都合のよい、精神的風土を提供しつつあったといってよいであろう。かくてマルキシストであったルイス・ハッカーは、唯物史観の立場から、痛烈なターナー批判の矢を放ったのである。⁽¹⁰⁾ 彼は自由地の存在に関するターナーの主張を認めながらも、その重要性の解釈に異論を唱え、ターナーが独占的資本主義と帝国主義の成長を無視したこと、かつアメリカ史における基本的な階級対立と、アメリカの経験と同等のヨーロッパ的要素を見逃した点などを告発している。彼はセクションの概念を誤解を招き易いものとして採りあげ、「ターナーとその追従者達は、単に架空的であるばかりではなく、非常に広い範囲にわたって、確かに有害でもある伝統の捏造者であった」⁽¹²⁾ときめつけたのである。しかしこの全面的な攻撃の中で、ハッカーは安全弁説の部分についてはどう扱っているのであろうか？ 彼は次のとくに述べている。「…自由地の存在は、それが在る限り労働者階級と低中

産層の人々——もちろん単に農民ばかりではなく、小商人や小企業家をも含んだ人々の、最大の精神的因素を枯渇させ、かつ、組織化された労働者の要求が出ないように、当然予想される労働者層の創造を抑制するので、クラス・ラインは固定されることが出来なかった」と。⁽¹³⁾ これは明らかに、国民の資本家の発展という目的にサービスをした、マイナス面として提出されているのであるが、自由地の機能に関する解釈はそっくり、ターナー派の論旨そのままである。フロンティア学説全般への批判はさらに拡ったにせよ、安全弁説そのものは、依然無傷のまま残されていたといってよいであろう。

それでは、この大恐慌という社会的大変動の中で、安全弁説は20年代以来の墮勢として、ただ消極的に肯定されていたにすぎなかつたのであらうか？ この事態に対応する積極的役割というものはなかつたのであらうか？ この当然の疑問に対しては、次のような諸事実が、かなり明快な示唆を与えてくれるように思う。

すなわち、その一つはウイスコンシン州知事フィリップ・F・ラフォレットの言動である。彼は1931年、議会に対して州経済に関する革新的な彼のプログラムを提案した時、まずターナー学説のサマリーをもって演説を始め、消滅せるフロンティアに代置さるべき、強力な新政策の実施を要求したのである。⁽¹⁴⁾ そのニュースを喜び、ラフォレットの態度に賛意を表した晩年のターナーは、すでにそれ以前に同様の意見を開陳していた。「現在は新しい条件に、その旧き理念を再適合させる仕事にたずさわる時期であり、その伝統のデモクラシーの維持を、次第に政府にまかせつつある時代である」⁽¹⁵⁾と。フロンティアの存在という旧き良き条件が消滅し、その自動的な調節器が閉された今、何かがそれに代らなければならない。容赦なき競争社会は、少なくともデモクラシーと機会均等という形を永続させる程度に、統制された経済社会に座を譲らねばならないというのが、革新主義時代以来のこの人々の共通した考え方であった。大恐慌以前の10数年間には、それでも戦争とその後の国家的消費が生み出した、雇用への大きな刺激が存在した。しかしそれは、T・J・ワーテンベイカー教授の口を借りるまでもなく、アメリカ発展上の正常なコースの中斷の時期にすぎなかつたと思われたのである。⁽¹⁶⁾ 今やそのアノーマルな条件さえ消失したという認識が、殊にこの派の人々を逼迫した心境に駆り立てたといってよい。フロンティアに代る、新しき安全弁の代置論形成の素地が、ここに見出されうるのである。

前述の革命への不安が真剣に論じられていた年、それは同時にターナーの歿年でもあった1932年に、民主党の大統領候補フランクリン・D・ルーズベルトは、サンフランシスコのコモンウェルズ・クラブにおいて、上の考え方を肯定する印象的な演説を行った。

「我々の最後のフロンティアが達成されて以来、長い時間が経過した。そして今はやそこには、事实上自由な土地は存在しない。我々の半数以上の人数は農場やその土地に住まず、彼ら自身の所有地を耕作することによって生計を立てることは出来ない。新しいスタートを切った東部の経済機構のために、労働から抛り出された人々にとって、もはや西部の大草原というような形での、安全弁は存在しないのである…」⁽¹⁷⁾

これこそ、現状に対するペシミスティックな仮説に基き、NIRAへの理論上の導入の役割を果たす言辞であった。これは彼のみではない。ニューディーラーの多くは、安全弁の概念を積極的に新しい状況

に適応させ、自由地の消滅は自然の代りに政府の介入を要求していると論じ、旧き吐け口に代るものこそNRAであると主張したのである。ルーズベルト政権成立後の農務次官レックス・タグウェルや、NRAの長官ヒュー・ジョンソンの言葉などからも、そのことは明らかである。⁽¹⁸⁾ 以上のことから安全弁説は、大恐慌のさなかにあって、批判を蒙るよりはむしろ、窮屈したアメリカ社会に一条の光明を与える理論として、積極的に利用されるに至ったということができるのであろう。

もちろん、こうした新しい提案に対し、対立候補たるフーヴァー一党は真向から反対していた。彼は「政府が個人と共同体の責務の全てを背負いこむことは、全体主義国家へ導くことでしかない。そこでは全ての人間は国家の奴僕となり、眞の自由は失われる⁽¹⁹⁾」と述べて、政府の権能拡大の危険性を訴え、現在の非常事態を乗り切ることは、「我々が今日、その作用を受容しているところの現存の経済システムを、防衛し奨励するという健全なプロセスによってのみ、なしうることである。……この戦において我々はすでに第一の保舉を奪った。戦術に変更はないであろう。アメリカ的生活の基本は、カオスや危機によってこわされてはならない⁽²⁰⁾」と抵抗したのである。

1933年3月4日、結局勝利をえたルーズベルトが大統領に就任し、有名な「百日議会」を経て、全年6月16日、NIRAが成立するに至る事実は、改めて詳述する必要はあるまい。この選挙戦における双方の立場を、安全弁説の認否という観点からのみ省るならば、その結論は明らかである。前述したように、フーヴァーもルーズベルトも共に広い意味のターナー党であった。前者はアメリカの独自性を樂觀したがゆえに、フロンティアの伝統維持の面を強調し、後者はそれに危機感を抱いたがゆえに、NRAによる安全弁代置論を唱えたのであった。いわばこれは容認派同士の抗争であったのであり、安全弁説そのものは、この時期まで、全く批判の外にあったと考えられるのである。

註

- (1) 1932年7月、工業生産指数は最低の48.7を記録。秋には一時56.0まで回復したが、33年3月には再び49.6まで落ち込む。この月は失業者数のピークをも記録。A・F・L統計局の算定によれば、13,689,000人に達したという。
- (2) Harold G.Moulton, "The Conflicting and Confusing Character of the early Roosevelt program, : An Economist Looks at the New-Deal," 1936. in A.B.Rollins,Jr., ed., Depression, Recovery, and War. 1929- 1945. 1966. Select 25, P.134. John R. Commons, History of Labor in the United States. 1896- 1932. 1935. Sect II, P.155.
- (3) Herbert Hoover, radio address. from the New York Times, February,13,1931, : A.B. Rollins, Jr., ed., Op. Cit., Select 3, P.16.
- (4) Ibid., P.17
- (5) Broadus Mitchell, Depression Decade : From New Era through New Deal, 1929- 1941. 1947. PP.31~32.
- (6) A.M.Schlesinger, Jr., The Crisis of the Old order. 1919-1933. 1957. chap IV, P.184.
- (7) H.Hoover, The State Papers and Other Public Writings of H.Hoover, I, 1934. PP.572~583.
- (8) Fred A.Shannon, Op.Cit., P.31.
- (9) H.Hoover, Op. Cit., radio address, P.16.
- (10) Benjamin F.Wright, Jr., "American Democracy and the Frontier." Yale Review, Winter, 1931. PP.349~365.
- (11) George R.Leighton, "And If the Revolution Comes...?" Harper's, CLXIV, March, 1932. : David A.Shannon, ed., The Great Depression. 1960. P.114.
- (12) Louis M.Hacker, "Section - or Classes ?" The Nation, vol.137, No.3551, July26, 1933. PP.108~110.

- (12) Ibid., P.108.
- (13) Ibid., P.110.
- (14) Ray A.Billington, Dear Lady : Letters of F.J.Turner and Alice Eorbes Perkins Hooper. 1970. P.445.
- (15) Curtis Nettels, "Frederick Jackson Turner and the New-Deal." Wisconsin Magazine of History. XVII, 1934 . P.260.
- (16) Ibid., P.261.
- (17) Franklin D.Roosevelt, The Public Papers and Addresses of Franklin D.Roosevelt. Vol.I. 1938. P.750.
- (18) Curtis Nettels, Op.Cit., PP.263~ 264.
- R・タグウェルは、ニューヨーク・タイムズ紙上で、「この大陸が開拓され終って以来、各個人は国民の富の所有に関する競争において、もはや平等の立場を維持することは出来ない。それ故、競争への飛入り自由の這い上りは時代遅れである」と主張した。又、H・S・ジョンソンは、レイバー・デーにシカゴで演説し、過去の不況に悩まされた人々が、西部において新生活の再スタートを切ることができたとする考えをおし進め、その古き吐け口が閉される時、今や何がなさるべきかと問いかけたという。彼によれば、その答こそNRAであった。
- (19) Herbert Hoover, Op. Cit., radio address. P.16.
- (20) Herbert Hoover, Detroit Speech. from the New York Times, October23, 1932. : A.B.Rollins, Jr., Op. Cit., Select8, PP.53~54.

3. 初期ニューディールと安全弁説

ルーズベルト就任後、わずかの間に形成されたNRA体制は、初期ニューディール政策の中核として、全国民に大いなる期待を抱かせていた。ブレーン・トラストの連中は所詮、歴史に関しては素人の域を出なかったにもせよ、⁽¹⁾彼らのしばしばの言明と体制そのものの順調なすべり出しとからは、正に失われたフロンティアに替る、新しき政治的安全弁たるの様相をうかがわせていたのである。安全弁的解釈を用いてNRAを讃えたのは、何も政府中枢の人物ばかりではなかった。かの青鷲パレードがニューヨークにおいて盛大に催された33年9月、B・ストルバーグはザ・ネーション誌上において、ターナー説の一つの帰結として、「NRAは単純な意味において、わが国民生活における最も重要な事柄、すなわち、社会的フロンティアも亦終ったという認識を表現した所の、眞の社会革命である⁽²⁾」と述べ、マサチューセッツ州のJ・B・イリー知事はラジオを通じて、「NRAは、一度フロンティアによって遂行された課業を、完遂するために必要であった⁽³⁾」と主張していたのである。

では、このNRAを中核とする体制=安全弁の代置物という直截な信頼は、その後どのように展開し、経済界の諸部門、社会の諸階層の人々は、この設定に対してどのような反応を見せたのであろうか？　或いは、一旦盛上ったこの信頼ムードに暗い影がさすのは一体いつ頃からであり、その破綻は、いかなる状況の変化によってもたらされることになるのであろうか？

まず、いわばNRA体制最大の受益者であったはずの実業界であるが、NIRA施行直後に一時に現われた回復の兆候は、その後の一年の間、再び沈滞して彼らの期待を裏切り、⁽⁴⁾しかも、まもなく彼らが予期した以上に盛上った組織的な労働運動に直面して、先きゆきの不安を抱かざるをえなかった。そして、それを許容している政府の姿勢に批判的となつたこれら企業家達は、NRAの規制の無器用さと急進性に反撥し、次第に自らの手にヘゲモニーを奪回したいとの意図を、露わにしあげるのである。すでに34年10月、当時政府と財界との調停的役割を果していたW・M・キプリンガーは、企業家

層の不満として、予見出来ないインフレーション、実業界に集中されるであろう高率課税、理論倒れのNRA、使用者側を保護しない労働組合対策の一四点を挙げ、「実業界側の感情は日ましに悪化しつつある。この動きはほどなく爆発し、実業界の反乱ともいべき事態が生ずるであろう⁽⁵⁾」と警告しているのである。こうした傾向は、当然フーヴァーをイデオロギーとする反ルーズベルト陣営を活気づけることとなった。財界指導者の一部をも含めたかのアメリカ自由連盟が結成されたのは、正にこの時期に当っていたのである。実業界がNRA体制への不信を抱き始めた時期は、意外に早かったというべきであろう。

それに対して労働者側は、NIRAの労働条項、主として第七項aの効果に大きな期待をかけ、NRA体制当初からの熱烈な支持者であった。自ら全国労働委員会（NLB）の委員として活躍した、合同炭坑労働組合のジョン・L・ルイスをはじめ、W・G・ランクやW・グリーン等もコード作成に協力し、これまでさして問題視されていなかった労働組合勢力は、一年足らずの間に著しい伸張を示したのであった。しかし、この第七項aが、個人交渉・御用組合の結成・オープン・ショッピング制等を禁じていなかっただため、その盲点に乘じた資本家側の猛反撃を招き、ストライキ等の労働不安激増の要因をなしたことも亦、周知の事実であろう。⁽⁶⁾ この第七項aの解釈を廻る労使の対立に際し、H・ジョンソンに始るNRAの歴代長官は、次第に反組合的な経営者側の意見に傾き、親組合的なNLBとの部内対立と亀裂を深めてゆく。しかし、J・L・ルイスは34年3月の時点においてはなお希望を失っていなかった。彼はNRAがコード作成に際し、労働者を対等の協力者として扱わざ常に守勢に廻らせており、第七項aを含むコードが、大企業の支配下にあることを非難しながらも、⁽⁷⁾ なおこれらの条項が正確に解釈され、確固として運用されるならば、充分に経済復興達成の見通しがあることを、くり返し主張していたのである。⁽⁸⁾ その彼が、学説としての安全弁説を意識していたかどうかは判らぬにしても、NRA下部機関の一員として、少くともNIRAを、この時期の労働条件維持、社会問題回避の手段として有効なるもの、すなわち、新状況下での安全弁たりうるもの信じていたことは、まず間違いないところであろう。

しかし、事態はそのルイース一派の信頼さえも危くする方向に走りつつあった。上の彼の声明とほぼ時を同じくして上提された、ワグナー労働法案への政府の拒否反応、改組された全国労働関係局（NLRB）の無力、ダロー委員会の調査結果に現われた、コードの独占助長の傾向一等々がNRAをゆきぶり、その体制の再検討を求める声が、いやが上にも高まって来たのである。組織労働者の多くが、ようやくNRAによる援護に絶望しはじめたことは、彼らがそれを、「国民的ごまかし」の略称と呼んだという一事をもってしても、明らかであろう。1935年2月2日、W・グリーンは遂にNRAへの反対声明を発表し、翌日のニューヨーク・タイムズは、「労働組合、ニューディールと袂を別つ」との見出しを掲げたのであった。⁽⁹⁾

このように、34年末頃にはすでに、労使双方からの激しい批判を浴びるに至ったNRAは、当初の举国一致的ムードによる、安全弁の代替物としての信頼を急速に失いつつあったといつてよい。一経済学者は、「NRAは行政上不可能となり、果てしなき混乱と論争の種となつたばかりではなく、全体として労働階級の実質収入の増加を欠き、農業人口の、実質的購買力の増加を阻止する方向に働いた」と述べている。

た……」として⁽¹⁰⁾、その不信を表明していたのである。

とはいものの、NRAは実業界や組織労働者の利益の増進には、まだしも効果を期待したのであり、AAAも亦、農業社会の上層部には有利な政策として、作用していたのは確実であった。この時に当たりむしろ注目すべきは、組織力を持たず、自らの苦境を訴える術もない、貧困な一般大衆の受け止め方ではないであろうか。今日、初期ニューディールの方向が、社会的に有力な経済集団の再建と復興にまず重点をおき、国家の援助を一番必要としている一般大衆の福祉の面に、その弱点を有していたことはよく知られている。従って、33年当初のムードの盛り上りが醒めた時、NRA体制を中心とする政府の諸政策が、たとえどのような効果をもつものであったにせよ、少くとも自分達のための安全弁ではないことを誰よりも早く嗅ぎとったのは、無力なこれら低社会層の人々であったといつてよいであろう。彼らが早々とNRA体制に絶望し、さらにそれに代る即効的な代替物を希求したのは当然のなりゆきであった。こうしたあてのない民衆の不満に迎合し、それを自らの政治的野心や、思想信条の実現に利用しようとしたのが、33年後半から34年一杯の間に続出した、一群のデマゴーグ達であったのである。H・P・ロングの「富の分配運動」、⁽¹¹⁾ C・E・カウフリンの全国社会正義同盟、社会主義者アプトン・シンクレアの「EPIC・プラン」、⁽¹²⁾ F・E・タウンゼントの老年年金計画の実現要求運動—等々⁽¹³⁾様々な内容をもつ運動が、その一時的蔓延の頂点を、この同じ時期にもっている点は注目に値するよう思う。魅力的ではあるが、多分に実現の可能性を欠いたこれらのプランが、一様に「万能薬運動」と呼ばれていたことは、本稿の論旨からしても、甚だ象徴的であるというべきであろう。

その活況にもかかわらず、これらのプランも亦、実際的な「万能薬」たりえなかったのはいうまでもあるまい。小説家ジョン・スタインベックは、有名な「怒りの葡萄」の中で、オーキーズと呼ばれた典型的な貧窮労働者達の絶望を、彼らの口を借りて次のように語らせたのである。⁽¹⁴⁾

「なあに、(カリフォルニアなんて)そんなに大きくはないさ。合衆国全体だってそんなに大きかないよ。……お前さん方や私や、お前さんの家族や私の家族、貧乏人や金持が、みんな一つの国で暮せるほどの余裕はないんだ。……もとの土地へ戻った方がいいんじゃないかい？」

「この国は自由の国だ。誰だって行きてえところへ行けるさ」

「それはお前さんの考えだ。……まぁ、自由かどうかやってみなよ。州境監視の連中はいはず。お前達は、払いが出来る範囲内でだけ自由なんだとな」

彼らにはもはや、地域的にも社会的にも吐け口は存在しなかったのである。このペシミスティックな会話は、もとより小説の中のものではあるが、描かれた状況は真実のものであった。作者スタインベックは、その創作に先立ってザ・ネーション誌上に、このカリフォルニア移動労働者群の絶望的窮状を、客観的に報告してもいるのである。⁽¹⁵⁾ 彼に限らず、公私にわたるこの種の報告例は又、枚挙に暇がないといってよい。

各階層から見放され始めたNRA体制が、もはや、期待されたほどの安全弁的効果をもちえないのは明白であった。初期ニューディールの中枢に参与した人々の中にも、たとえばかのR・タグウェルのように、真の国家統制と民主化を伴わぬNRA、AAA体制に幻滅を感じた者も多く、それを政治

的安全弁と唱えた当初の気負いも、急速に減退せざるをえなかつた。まして政府の掲げたこの設定を受容れていただけの一般知識人が、それに疑問を感じ始めたのは、むしろ当然のなりゆきであったといえよう。33年のスタートに当り、安全弁説的解釈を用いてNRAを讃美していた、先述のB・ストルバーグですら例外ではありえなかつた。彼は35年に発表した「ニューディールの経済的成果」と題する一文において、⁽¹⁶⁾ 万能薬たることを期して、一時にあらゆる方向へ進もうとしたニューディールは、その無策ぶりを曝露した。その混乱の陰に国民所得の分配は、ひそかにかつ致命的に、上部に有利なように進行していると主張して、「ニューディールがこれまでにやってきたことは、地震がやつた方が、はるかにましなくらいである」⁽¹⁷⁾と決めつけたのであった。

では、彼らの現実に対する失望が、学説としての安全弁説とはどうかかわってくるのであろうか？ その点の関連について少し考えてみたい。すでに見てきたように、34年末から35年の初にかかる時点において、NRAを中心とする体制が、新状況下における安全弁としては極めて不完全であるという認識、或いは、それはやはり、本質的に代置物たりえないのではないかという疑惑は、もはや牢固として抜きがたいものになっていたといってよい。とすれば、真に代りうるものとは何か？ それを探究し、現体制を改革することが、ニューディーラーのさし迫った次の仕事であらねばならなかつた。この政治家的発想とは異り、歴史家達は、これまで安易に認めてきた政府側の論理の大前提、すなわち、旧き安全弁たるフロンティアの効用そのものの、再調査の必要性を痛感したのであった。NRA体制の無惨な成りゆきを目撃し、現実の厳しさを実感した彼らが、果して過去に、それほど完璧な安全弁が実在したかどうか、理想化されたフロンティアの効果は、実際にはどの程度のものであったかという点に、関心をそそられたのはむしろ当然であったといえよう。当初は、ターナーの安全弁説の妥当性を立証しようとして始められたという、C・グッドリッチ、S・ダヴィッドソン両教授の論文も、⁽¹⁸⁾ おそらく、このような時代の思考過程の所産と見てよいのではあるまい。しかも、統計資料を多く用いた調査の結果、35年に発表されたその研究の結論は衝撃的であった。今までほとんど、その点に関しては自明のものと思われていた、学問上の安全弁説の意義そのものにまで、赤信号が灯つたのである。もし両教授の結論が真実であるとすれば、NRA体制は、単に安全弁の代置物として未熟であるというに止らず、そういう設定自体の根拠を失って、存在の正当性をすら否定されかねない。フロンティアは本当に、安全弁としての役割を果していたのかどうか？ 今やこの問題は重大な意味を持ち始めたのである。

かくして、この仮説を積極的に政治に援用していた人々も、又、東部の都市的感覚のゆえに、当初から肥大化されたターナー流の解釈に懐疑的であった、ニューディーラーの一部も、⁽¹⁹⁾ そして当然のことながら、圧倒的なフロンティア学説の影響下にあった多くの歴史家達も、一齊にこの問題に関心を集中してゆくことになった。早くも翌36年には、F・A・シャノン、M・ケイン、P・ゲイツらの三つの安全弁説批判の論文が、⁽²⁰⁾ きびすを接するようにして表われている。そして直ちに、J・シェーファーによる反撃が開始され、⁽²¹⁾ ここに、今世紀アメリカ史学界最大ともいえる、華やかな論戦の幕が切って落されたのであった。

その契機となったのは、直接にはもちろん、グッドリッチ＝ダヴィッドソン両教授の研究であった

が、その発表に至るまでには、逐一述べたような社会的状況の変化、すなわち、1934年から35年初めにかけての、初期ニューディールの行詰りによる社会不安があり、当初に掲げられた、NRA体制による安全弁代置論とでもいべきものへの一般的信頼感が、急速に消失していったという精神史上の事情が、それに大きく作用していたことを、見逃すことは出来ないのである。

註

- (1) Curtis Nettels, Op. Cit., P.257.
「ブレーン・トラストの中には一人の歴史家も存在しない。僅かに3月4日以後、一人の歴史家が、外交部門の高官に任命をうけただけであった…。」
- (2) Benjamin Stolberg, "Turner, Marx and the A.F. of L." The Nation, Sept.13, 1933. P303.
- (3) Curtis Nettels, Op. Cit., P.263.
- (4) 工業生産指数は、NIRA成立直後の33年7月には、5月の65から84への上昇をみせたが、11月には60.5に落ち、34年に入っても、5月の72.3以外は60台のアベレージを低迷していた。財界人達は、「このプログラムの相互矛盾的・混乱的性格は、全体として回復を妨げる傾向にある」と感じていた。
H.G.Moulton, Op.cit., Select 25, PP.135~136.
- (5) W.M.Kiplinger, "Why Business Men Fear Washington". Scribner's, October, 1934. P.210.
- (6) ストライキの年別・事由別発生件数

年 次	1932	1933	1934	1935
労働条件	560	926	717	760
組合解釈	162	533	835	945
その 他	130	213	265	298
計	852	1,672	1,817	2,003

(Historical Statistics of the U.S. 1789—1945. P.73.)

- (7) John L. Lewis, "Labor and the National Recovery Administration", The Annals of the American Academy of Political and Social Science, vol.172, March, 1934. PP.59~60.
- (8) Ibid., P.60, PP.62~63.
- (9) Richard Hofstadter, The American Political Tradition and the Men Who Made It. 1957. chap 12. P.332.
- (10) H.G.Moulton, Op. cit., Select 25, P.136.
- (11) Huey P.Long, "To Members and Wellwishers of the Share Our Wealth Society." :The Congressional Record, 74th Congress, first Session, vol.79. Part7, PP.8040~8043.
- (12) Upton Sinclair, "The EPIC Plan," in I Candidate for Governer. : A.B.Rollins, Jr., Op. cit., Select.30, PP.157~158.
- (13) なお、カウフリン、タウンゼントについては次の研究がある。James Shenton, "Fascism and Father Coughlin." Wisconsin Magazine of History. Vol.44, August, 1960. PP.6~11. Alexander Holtzman, The Townsend Movement. 1963.
- (14) Jhon Steinbeck. The Grapes of Wrath. 1939. chap 12. : D.A.Shannon, ed., OP.Cit., PP.69~70.
- (15) Jhon Steinbeck. "Dubious Battle in California." The Nation, CXLIII, Sept.12, 1936. PP.302~304.

- (16) Benjamin Stolberg and Warren Jay Vinton, "The Economic Consequences of the New Deal." 1935.: Howard Zinn, ed., *New Deal Thought*. 1966, PP.385~392.
- (17) Ibid., P.392.
- (18) C.Goodrich and S. Davidson, "The Wage Earner in the Westward Movement." *Political Science Quarterly*, L,1935. PP.161~185.
- (19) Earl Pomeroy, "The Changing West." : John Higham, ed., *The Reconstruction of American History*. 1962 . Chap 4. P.72.
- (20) Fred A.Shannon, "The Homestead Act and the Labor Surplus." *American Historical Review*,XL,1936. PP.637~651.
M.Kane,"Some Considerations of the Safety Valve Doctrine," *Mississippi Valley Historical Review*, XXXIII, 1936. PP.169~188.
- P.W.Gates. "The Homestead Law in an Incongruous Land System." *American Historical Review*, XLI,1936 . PP.652~681.
- (21) Joseph Schafer, "Some Facts bearing on the Safety - Valve- Theory." *Wisconsin Magazine of History*. XX,1936. PP.216~3232.

4. 安全弁説批判の波とニューディールの消長

前章に見たごとく、フロンティア学説中の最大の論争点となった安全弁説批判の波は、かのグッドリッチ＝ダヴィッドソン両教授の論文を皮切りに、1936年にその第一波の高まりを見せてている。初期ニューディールの諸政策への信頼がうすれると共に、その学説がN R A体制の必然性を正当化するために、政治的に利用されたことへの反感、殊に、H・S・コマジャー、C・ネットルスなどという一部歴史家達までが、その論理を支援するが如き言辞を弄してきたこと⁽¹⁾に対する反撥などが、まるで一時に噴出したかの感さえあったのである。批判者にとって、一世を風靡した仮説に立ち向い、その根拠を試すことは、学者として魅力のある作業であると共に、「現在に特別な関連をもつ過去の諸様相を研究し、彼ら自身の時代の政治上のガイド・ラインを探る……⁽²⁾」という、相対論者としての流行にも適い、直接には、安易な政府側の論理の大前提をくだき、政策への反省を求めるという、同時代的意義の大きな、やり甲斐のある研究であったといえよう。

それでは、この第一波の批判者達の主な論点は奈辺にあり、安全弁の機能を、どういう条件から見て否定しようとしたのであろうか？ その点に留意して彼らの主張を整理してみると、そこにはやはり、当時の社会情勢のある種の傾向との関連を、多少とも見出さざるをえないようと思われる。すなわち、1935年当時は、まる2年に及ぶ政府の施策にもかかわらず、失業と貧困の問題が依然として解決されていなかったという事実である。以前に勝る1,900万以上の人口が、公共機関からの失業救済を受けており、しかもその3%が都市部居住者であったこと、又、都市部の全家庭の1/3以上約750万世帯が、年収1,500ドル以下の最低限状態にあったこと等についての報告は⁽³⁾、この場合特に注目されてよい。なぜなら、こうした殊に都市部の貧困という目立った世情を反映するかのように、この時期の批判者達の論文は、フロンティアが、農民よりも東部の都市労働者に対する安全弁であったとする、ターナーの後期の所論批判に集中しているかに見えるからである。かくして彼らは、フロンティアは、本当に東部の工業労働者を惹きつけえたのか、移住者に対して本当に社会的上昇の機会を提供したのか、安

全弁は実際に不況時に作用していたのか——等の点について、主として解明の鋒先を向けてゆくことになったと考えられるのである。論を進める都合上、次にごく簡単に、それらの結論だけを述べておきたいと思う。

まず、グッドリッヂニダヴィッドソンの両名は、マサチューセッツ州内のフォール・リヴァー、ローワエル、スプリングフィールド等の記録を分析して、この地の賃金労働者が西部へ移住して、自営農民に転化した例が極めて少いことを発見した。西部の土地は投機業者によって買占められており、当座の移住資金すら持たぬ下層労働者の、手の届かぬ価格になっていたからである。むしろ多少とも移住に成功したのは、自己資金を有した農民や、実業人などの潜在的工業労働者層であり、それもかえつて好況時に目立つところから、「安全弁」は直接工業不況には作用しなかったと考えたのである。⁽⁴⁾ M・ケインも亦、ミシガン、マサチューセッツ両州の各郡の資料に基づいて、同様の結論を導き出した。彼は不況時の賃金労働者は、出身地の農村に帰ることはあっても、西部の自由地へ出かけることはなかったとし、フロンティアへの移住者の内別けや、移住の波と景気との関係についても、前者とほぼ類似の見方を主張したのであった。⁽⁵⁾

センサスのデータに拠ったF・A・シャノンは、西部の自由地が、1862年の自営農地法によってさえも、東部の余剰労働力をひきつけえなかつたことを、具体的な数字をあげて例証しようとした。彼によれば、1860—90年の間の工業人口の急激な増加に比して、農業人口の増加は明らかに減少しており、人口の移動は都市から農村へではなく、農村から農村へ、それ以上に農村から都市へと流れたということになる。この結果から判断すれば、むしろ諸都市こそ、抑圧された農民にとっての、遙かに良き安全弁であったということになりかねなかつたのである。彼はこうして、フロンティアの地域的モビリティについての仮説を否定すると共に、同じ1890年のセンサスから就農人口の内容を分析し、いわゆる自作農の割合が予想外に低いことをつきとめている。移住民にとって西部の自由地は、さほど社会的上昇の機会を提供しえなかつたという、後年に完成さるべき彼の主張は、すでにここに提出されていたのであった。⁽⁶⁾

同年、シャノンのとり上げたこの自営農地法の効果の実情を調査し、結局この法は見せかけだけのものにすぎず、フロンティアに安全弁などは実在しなかつたことを、より詳細に分析してみせたのがP・W・ゲイツであった。この研究はAAAや後の再入植局(RA)の、土地政策部門への参考資料としてまとめられたものであり、⁽⁷⁾ この一事をもってしても、ニューディールそのものが、旧き安全弁の実効の調査に、多大の必要性を認めていたことの証となりうるであろう。その意味において、又、この時期における最も強力な反論という意味において、彼の所論をいささか詳しくとり上げておきたいと思う。

ゲイツはこの論文において、自営農地法が合衆国の在来の土地制度を、完全に変革したわけではないということを明らかにするために、連邦政府による、本来当然移住者に下付さるべき土地の、州や鉄道への大量譲渡、それらによる所有地の大量売却の実例や、無償地の原則を損なう諸法の改正を、極力回避しようとした一連の動き等を、数々の資料によって具体的に列挙し、1862年以後にも、投機や土地独占の方法が、堂々とまかり通っていた事実を指摘している。⁽⁸⁾ この投機業者等のいち早き跳梁

に締め出されたがゆえに、農地を買ったり、施設・用具を備えたりする資金をもたぬ開拓者は、「自営農地法による無償地を得ようとすれば、遙か未開、未入植の地方に出てゆかねばならず、幾年もの間、学校、教会、工場、橋梁などの、要するに社会生活上のすべての便宜を奪われねばならなかつた。⁽⁹⁾」それが嫌さに少しでも望ましい土地に止まろうとすれば、「彼らはしばしば投機業者の所有地の小作人にならざるをえず、かくしてこの法が正しく運用されるまでに、小作農制度がフロンティアの舞台にまず発達した⁽¹⁰⁾」と説くのである。もちろんゲイツは、この法の正しい運用を阻害していた諸法の廃止ないしは改正の動きが、殊に1880年代を通じて、盛り上っていた事実を挙げることを忘れてはいない。しかしいつも上院が檻になっており、これら反独占の土地改革論者の運動が、法的にはその目的を達したのは、ようやく1891年のことであったという。その結果、「投機業者の不正手段による土地の買占めは、少くとも甚しく困難になりはしたが、不幸なことに、これらの土地改革は、農耕に適した最良の地域が、すべて私有地になってしまふまで実現しなかつた⁽¹¹⁾」というのが彼の結論であった。つまり彼は、自営農地法の実効は完全に時期を失したものとなっており、西部の自由地は東部の不満分子を惹きつける魅力に欠け、社会的成功の機会を与えもしなかつたことを、重ねて証明しようとしたのであったといえよう。

以上のように、1936年に高まったこの安全弁説批判の波は、ニューディールに対してどのような意味を持ち、その後はどのような動きを示してゆくのであろうか？ まず言えることは、それらは確かにN R A体制支持派にとって、痛手となるべき過去の諸事実を曝露したことになるはずであったが、批判者達が研究に没頭していた間に、現実の情勢は大きく転換していたという事実である。それらが公表された時には、ニューディールの様相はすっかり違ったものになってしまつていて、政治への側面的影響という現実的意義は、かなりうすれていたといってよい。すなわち、前章で述べたごとく、34年から35年初にかけて、N R A体制の現状に深刻な反省を強いられていたニューディーラー達は、より完全な代替物を求めて、いち早く軌道修正を施し始めていたのである。その方向が、社会保障法案の提出、雇用促進局・再入植局等の設置などに示される、大衆福祉路線へ向け変えられていたことは、今さら詳述するまでもあるまい。さらに画期的な事件は、いうまでもなく35年5月の、N I R Aの違憲判決であった。これによってN R Aは廃止され、その正当性の論理を過去の歴史によって批判しようとしていた学者達は、36年の時点ではすでに、形の上での目標を失つてしまっていたのであった。

しかもその後のルーズベルトは、35年夏の「第二の百日間」における、ワグナー法・社会保障法・富裕税法等の立法活動を通じて、いわゆる「左旋回」の姿勢をますます明確に打出していた。36年といえば、その彼が勤労大衆との提携を一層強化するために、「わが内部の敵」たる独占資本との対決の姿勢を強調し、⁽¹²⁾ それに呼応することなく、C I O系組合を中心に結集した労働者層や、新政策の受益者となった雑多な低社会層の人々の広範な支持による、「ルーズベルト連合」ともいべき社会勢力が形成され、正にその昂揚期にあった年であることに注目したいと思う。この年の11月、彼は圧倒的多数を得て再選され、アメリカ経済はまだ不安定であったとはいえ、彼の施策の下に、かなりの立直りを見せつつあったのである。⁽¹³⁾ このような情勢下に発表されたゲイツ以下の各論文は、殊に鉄道・投機業者等の東部独占資本が、本来賃金労働者の安全弁としてあるべき、西部の自由地の機能を殺して

いたとする主張において、当初の意図から外れ、むしろ反独占資本を標榜する「左旋回」後のルーズベルトをバック・アップし、過去の誤りを現在の反省材料として提出する形で、彼の社会政策路線を正当化する役割を担うに至ったのは、歴史の皮肉という他はあるまい。おそらく、こうした成りゆきがその鉢先を鈍らせていたためであろうか、その後2年ほどの間は、37年のJ・シェーファーの安全弁説擁護論の表明⁽¹⁴⁾以外には、特に目立った動きが見られないようだ。批判論側の陣営としては、比較的沈静の時期にあったとみなしてよいであろう。

しかし、状況は1937年の8月に至り三度変転する。すなわち、第二期ニューディール施行下に突如到来した、再度のパニックへの突入であった。1929年のガラをもじのぐとさえいわれた、この急激な景気後退の原因は色々と指摘されるであろうが、本稿の論旨には直接関与しないと思われる所以、殊更の追及はさし控えたいと思う。むしろここで注目すべきは、この新たな経済不安を機にして、再び安全弁説批判の動きが活発化したことである。大体39年に始まる第二波のうねりは、36年時に比して、やや緩い波動をもって現われている。すなわち、同年、C・A・ビアードが「ニュー・リパブリック」誌上に、ターナーのフロンティア経済の解釈に関して、簡単に安全弁説に対する疑問を提出したに始まり、⁽¹⁵⁾ 翌40年には、R・S・タッカーが豊富な統計資料に拠って、かなり強力な反論を展開した。彼はこの論文で、オハイオ河以北およびテキサス州以西の自由地の移住者は、東部の工業州からではなく、ヨーロッパやアジアからの外国人移民であり、安全弁は東部の労働者の契約関係や失業問題には、あまり機能しなかったと論じ、殊に1890年以降については、むしろ農村人口に対する都市の安全弁的役割を評価したのである。⁽¹⁶⁾ 続いて41年には、C・H・ダンホーフの二つの論文が続いた。⁽¹⁷⁾ 彼は安全弁の効果を全面的に否定はしなかったが、西部への移住費・農場経営費等を詳細に割出し、東部の労働賃金と比較して移住の困難さを立証しようと試みている。その結果彼は、安全弁説の適用を、未だ農工未分離の状態にあった1830年以前に限定し、それ以後については、二義的にしかその効用を認めなかつたのである。以上のような当初からの反論を総括して、以前に発表した自らの所論を拡大し、あらゆる型の安全弁説に止めを刺そうとしたのが、47年のF・A・シャノンの有名な一文であった。その結びに記した、「安全弁説の死後の時代は終った——⁽¹⁸⁾」といふ彼自身の軒昂たる言明のごとく、これをもって第二波の潮は、一応区切りをつけて考えてもよいのではなかろうか。

この時期、ターナーの仮説に対する反撃の突破口は、すでに36年時の第一波によって確保されていた。彼らはただその傷口を拡大して、致命傷にまでもってゆけばよかつたのである。学問的興奮はあったかも知れないが、もはや前回のような、NRA体制の理論的支柱をくつがえすというような、同時代的な明確な目標はなかったに違いない。その意味で、すでにこれは50~60年代へと受けつかれてゆく学問的論争として、一人歩きを始めていたと見てよいのである。ただこの第二波の動きが、一定の研究期間を考慮してみると、丁度37年以降の再度の景気後退と、歩調を合せるように高まっているという事実は、やはりそうした現実の社会不安が、学問上の批判的土壤をも刺激していたためと解すべきであろう。

註

- (1) Henry S. Commager, "Farewell to Laissez-Faire." Current History, August, 1933. PP.513~520. Curtis Nettels, Op. Cit., PP.257~265.
- (2) David A. Shannon, Op. Cit., "Twentieth", p.413.
- (3) Paul L. Benjamin, "Unemployment and Relief", The Family, May, 1935. PP.67~71.
- (4) C. Goodrich and S. Davidson, Op. Cit., PP.161~185.
- (5) M. Kane, Op. Cit., PP.169~188.
- (6) Fred A. Shannon, Op. Cit., "The Homestead," PP.652~681.
- (7) Paul W. Gates, Op. Cit., P.652. notes 1.
- (8) Ibid., PP.656~662.

彼は大量売出しの例として、12,500万エーカーを超す鉄道の土地、14,000万エーカーの各州有地、10,000万エーカー以上のインディアン保留地、10,000万エーカーの連邦政府所有地等を挙げ、これに悪用された法として、先買権法、荒地法、植林法、鉄道や州への土地譲渡認可の条例、農業大学法、インディアン土地割当法等々の実例について詳述している。

- (9) Ibid., P.663.
- (10) Ibid., P.670
- (11) Ibid., P.681
- (12) F.D.Roosevelt, Op. Cit., The Public Papers, vol. V. : The People Approve, PP.566~573, (Speech at Madison Square Garden, Oct.31, 1936.)
- (13) Harold G. Moulton, Op. Cit., P.135.
「1935年の半以来、堅固で強力な前向の動きが存在した。工業生産高指数は、35年6月の72.3から36年6月の86.6へ、同年9月91.6へと上昇した……」
- (14) Joseph Schafer, "Was the West a Safety-Valve for Labor?" Mississippi Valley Historical Review, XXIV, 1937 . PP.299~314.
- (15) C.A.Beard, "The Frontier in American History," New Republic, XC 1939. PP.359~362.
- (16) Rufus S. Tucker, "The Frontier as an Outlet for Surplus Labor," Southern Economic Journal, VII, Oct, 1940 . PP.158~186.
- (17) C.H.Danhof, "Farm Making Cost and the Safety-Valve, 1850~1860," Journal of Political Economy, XLIX, 1941 . PP.317~359. "Economic Validity of the Safety-Valve Doctrine," Journal of Economic History, Supplement, 1941. PP.96~106.
- (18) Fred A. Shannon, Op. Cit., "A Post Mortem", P.37.

5. む　　す　　び

安全弁説の消長に関して、大恐慌時代の社会不安との関連を、時期的に今少し詳しく区切るとすれば、(イ) ガラ直後のフーヴァー政権時代、(ロ) N R A体制時代、(ハ) 37年以後の景気後退時代——の三つの時点に、各々異なった反応の仕方がうかがえるようだ。

(イ)の時期は正に激動の真只中にあったが、一面20年代以来の、ターナー派の残光のなお強力な時代であった。すでに様々な角度からする、フロンティア学説全般への批判は現われつつあったが、西部の自由地の有した安全弁的機能に関する主張は、自明のものとして批判の枠外に置かれていたのである。ただ、その持むべき自由地がすでに消滅しているという事実を、どう受け止めるかによって、目

前の恐慌への対処の仕方が異なっていたにすぎない。アメリカ的機構の維持を主張した人々は、これまでその機構を保たせてきたアメリカの独自性そのものの中に、自己調節機能の幻影を描いていた楽観論者ともいべき存在であった。これに対して危機論者達は、早急に旧きフロンティアに代る安全弁を求めようとした。すなわち、一部ニューディーラー達が唱えた、NRA体制代替論の登場である。消極的と積極的の差はあったが、両者とも安全弁説容認を前提としていた点では変りがない。この状態はほぼ33年頃まで続くのであり、ガラ直後の社会不安が、直接安全弁説批判に結びつかなかったことは明瞭である。

(ロ)の時期は、NRAを中心とする体制が新時代の政治的安全弁たりうるとする主張が、一応の国民的承認をとりつけた所から始まる。しかし、期待されたこの体制は僅か1年にして労使双方の不満を生み、無組織大衆の信頼を失った。経済政策としてのこの初期ニューディールの不徹底さは、35年に至り、前記のB・ストルバーグをして、「その結果、我々は今日、バランスのとれた欠乏の経済にあるのでもなければ、前進する豊かな経済にあるのでもなく、その一方から他方への過渡期にあるのでもない。我々は今や行き詰りの経済の中にある⁽¹⁾」と嘆かしめたのである。NRA体制はやはり、フロンティアの代替物たりえないのではないかとの、当然の疑問がここに生ずる。かくしてニューディーラー中のリーフルズは、眞の代替物を摸索して政策の軌道修正に乗出し、歴史家達は、代替論の前提となつた安全弁説の再確認に立向う契機をえたといつてよい。その先頭を切ったグッドリッヂ＝ダヴィッドソン両教授の調査結果が意外なものであっただけに、与えた衝撃は大であった。安全弁説への否定的反応が、翌36年に集中している所に、この時点での関心の高まりを見ることができよう。この第一波の批判者達の論点が、主として東部の都市労働者層に対する、安全弁的機能の否定に力を注いでいるあたりも、際立った都市部の貧困という当時の社会相との、深いつながりを感じさせるものがあるのである。従つてこの(ロ)の時期の後半、34年から35年初めにかけての、初期ニューディールの行き詰りによる社会不安こそが、安全弁説批判の最初の引金になったと見ることが出来るのである。

(ハ)の時期は、福祉重視の社会改革へと方向転換をした第二期ニューディールが、かなりの成果をあげつつあった直後の、再度の景気後退の時期である。一度現われた安全弁説への不信は、この経済不安をえて第二波の批判活動を喚起したかに見える。しかしそのうねりが比較的なだらかで、批判の内容にも、安全弁的機能をより幅広く見つめ直そうとしている傾向がみえ、⁽²⁾ その活動がようやく、学問上の論争として独り歩きし始めていることを知りうるよう思う。

このように概観してみると、安全弁説への疑惑の発生、その後の批判活動の波動等が(イ)の時期とは結びつかず、むしろニューディールの消長と密接に関連していること、(ロ)、(ハ)に見るその政策の破綻による社会的・経済的不安が、再修正の源点であったことなどは明らかであろう。ところで、冒頭に掲げたD・A・シャノンの示唆は、厳密には「不況時代の労働界の激変との関連において……⁽³⁾」であった。その点本稿はいささか間口を拡げすぎ、社会不安全感とのかかわりを視野に置こうとしたために、かえって全体の印象を薄いものにしてしまった嫌いがある。労働界の動向との関係をさらに分析し、その一点に焦点を絞るならば、一層鋭い結論を導き出せるかも知れない。本稿の作業を踏み台として、機会をえて、この次なる課題に挑んでみたいと思う。

註

- (1) Benjamin Stolberg and Warren J.Vinton. Op. Cit., : Howard Zinn, ed., Op. Cit., P.390.
- (2) G.W.Pierson, Op. Cit., P.52. 「安全弁説は修正を迫られている。この問題は再調査さるべきで、放棄すべきではない。」
- (3) David A. Shannon, Op. Cit., "Twentieth". P.413.